

【目的】 以下の2点を主な目的としてはどうか。

子どもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、子どもの健康を管理することにより
子どもの健やかな育ちに資するため

<具体的な活用例>

本人又は保護者が子どもの健康状態や発育発達状況を正確に知ることができる

(例 身長・体重・発達履歴を自分で容易に確認できる)

本人又は保護者が子どもの健康情報を正確に保健医療福祉の関係者へ伝えることにより、適切な保健指導や診断、治療を受けることができる

(例 乳幼児健診で指摘された要経過観察の項目について、かかりつけ医受診時に正確に伝え、適切に診断治療が受けられる)

自治体等が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うため

<具体的な例>

行政事務の効率的な実施



保健指導の効果的な実施



- ・転入前の乳幼児健診受診歴を把握し、未受診者に対して受診勧奨できる
- ・転入前に受診した乳幼児健診で要経過観察となった旨(フラグ)を確認できる
- ・学校へ身体測定値が引き継がれることにより、乳児期から学童期にわたる成長曲線が作成できる

【項目の選定方法の考え方】

1. 乳幼児健診に関する通知及び母子健康手帳の省令様式で示している項目を上限に、本人又は保護者が自己情報として閲覧できることが有用な項目を、標準的な電子的記録様式として定めることとしてはどうか。
2. 1. で定めた項目のうち、自治体間で情報連携することにより自治体が効率的・効果的に行政事務や保健指導等を行うための項目を最低限必要な項目としてはどうか。

【考慮する事項】

自治体の事務負担・コスト

自治体に保存されている情報であること

電子化に適した情報であること

市町村が最低限電子的に管理すべき情報について（関係性の整理イメージ）

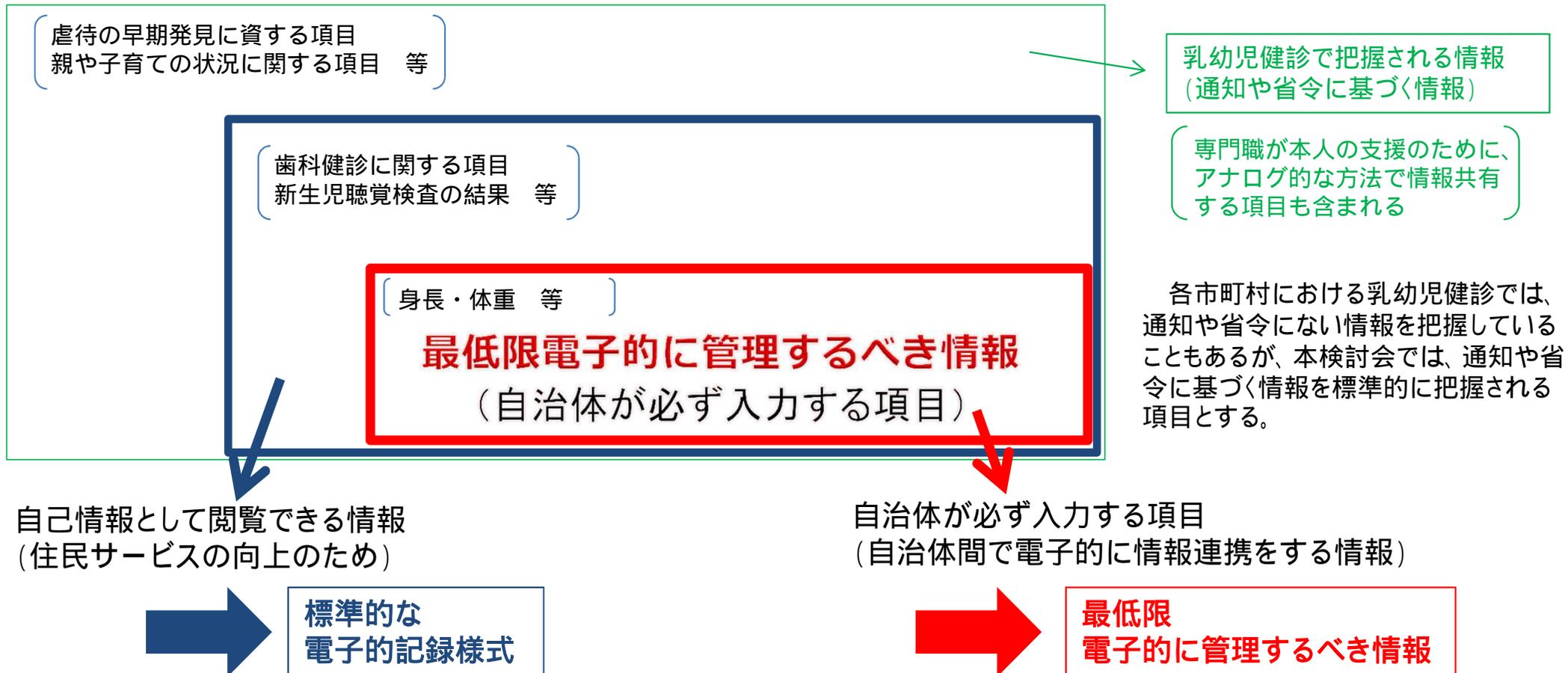
乳幼児健診で把握される情報のうち、標準的な電子的記録様式及び最低限電子的に管理すべき情報の関係性の整理

【標準的な電子的記録様式に含まれる情報】

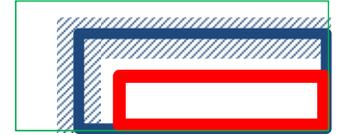
子どもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、自らの健康を管理するために必要な情報。

【最低限電子的に管理すべき情報】

自治体間で情報連携することにより、自治体が効率的・効果的に行政事務や保健指導等を行うために必要な情報。

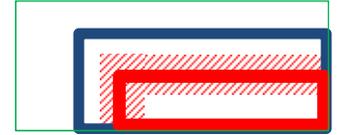


項目の選定方法の考え方について (標準的な電子的記録様式)



	第1回検討会での主な意見	検討の視点(例)	議論が必要と思われる項目例
基本的な項目選定基準	「最低限電子化すべき項目」「本人が閲覧できる情報」「現状のままアナログ的に情報連携するのが適切である項目」にわけて考えるべき。	電子化に適した情報とは何か。 ・問診によってのみ把握できる情報を入れてよいか。	・アレルギーの有無 ・指さしの有無
		本人が閲覧することに適した情報とは何か。	・先天性代謝異常の検査結果
選定にあたって留意すべき事項	機微情報などは電子化しないこととすべき。	機微情報とは何か。	・出生時の特記事項等(仮死の有無、黄疸治療の有無等) ・精神・神経発達(周囲の人に関心を示すか等)
	「情報を本人が見ることができる状態にして良いか」という視点で検討し、本人が望まないような状況にするにも配慮すべき。	本人が望まない状況にすることに配慮する情報とは何か。 ・個人の健康状況によって見たくない情報があるとしたらどういう情報か。	・子育て支援の必要性の判定 ・歯科所見 清掃不良 ・母の心身状態

項目の選定方法の考え方について (最低限電子的に管理すべき情報)



標準的な電子的記録様式のうち、自治体間で電子的に情報連携をする情報

	第1回検討会での主な意見	検討の視点(例)	議論が必要と思われる項目例
基本的な項目選定基準	最低限電子化すべき項目は限りなく数値化できるものだけに限定すべき。	数値化できる情報とはどのようなものか。 ・身長等の定量化できる情報に加えて、選択肢により数値情報に置換できる情報でよいか。	・身長、体重 ・判定結果(異常なし、要経過観察、要精密等)
	個人の目的も考慮して、項目は絞るべき。(自治体間で連携すべき情報がある場合「要連絡」のフラグをつけるなど。)	フラグをつけることが必要な情報とは何か。	・健診結果総合判定 ・子育て支援の必要性の判定